（注記の方法）

第二百二十八条　第百九十七条の規定による注記は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

２　第百九十八条から第二百四条までの規定による注記は、第百九十七条の規定による注記の次に記載しなければならない。

３　この編（第百九十七条から第二百四条までを除く。）の規定による注記は、第百九十七条から第二百四条までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第百九十七条から第二百四条までの規定により記載した事項と関係がある事項について、これと併せて記載を行つた場合

二　脚注（当該注記に係る事項が記載されている第二種中間連結財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当と認められるものについて、当該記載を行つた場合

４　第二百二十三条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第百九十七条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第二百二十三条の規定による注記の次に記載しなければならない。

５　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（金額の表示の単位）

第二百二十九条　第二種中間連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章　中間連結貸借対照表

第一節　総則

（中間連結貸借対照表の記載方法）

第二百三十条　中間連結貸借対照表の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結貸借対照表は、様式第二十一号により記載するものとする。

（資産、負債及び純資産の分類記載）

第二百三十一条　資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

（科目の記載の配列）

第二百三十二条　資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節　資産

（資産の分類）

第二百三十三条　資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

（各資産の範囲）

第二百三十四条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸